

鷹栖町立北野小学校いじめ防止基本方針

令和6年7月1日改訂

1 いじめの定義について

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」（いじめ防止対策推進法第2条第1項）をいう。なお、起こった場合は学校の内外を問わない。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめを決して許さない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の6つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③児童同士、児童と教職員をはじめとする温かい人間関係を築きます。
- ④いじめ未然防止、早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していく。
- ⑤いじめの未然防止や解決のために、学校内だけでなく各種団体や関係機関と協力して、解決にあたる。
- ⑥方針見直しの際には、アンケートや協議の場を設けるなど、児童等の意見も取り入れていきます。

2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を子どもたちがもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを指導する。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①あいさつ運動

いじめ未然防止を目指した児童会活動を推進する。

②異学年交流

関わりを豊かにし、思いやりや感謝の心をもって、周囲に応えようとする心情を高めるために、高学年と低学年の交流の日を設ける。(北野活動班)

③鷹養交流

鷹栖養護学校と交流し、互いに活動する中で、個性を認め、尊敬し合うとともに親和的・調和的な人間関係を築く。

(2) 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

①一人一人が活躍できる学習活動

「健康な心や体づくりなどの基本的な生活習慣の定着は学習を支える生活基盤となるものである。」という立場に立ち、以下の教育活動を推進する。

- ・縦割り班活動での異学年交流の充実
- ・児童の自発的な活動を支える委員会活動の充実
- ・児童が主体的に取り組める学習活動や自主学習プリントの工夫

②人との関わり方を身に付けるためのトレーニング活動

短学活等でソーシャルスキルトレーニングを行い、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせる。他者との違いの中で、認められる自分が存在するを感じることで、自尊感情を育み明るく

楽しい学校生活を送らせる。

③安心して自分を表現できる年間カリキュラムの作成年間カリキュラムにおける活用する力の項目や内容を明確にし、見通しをもって学習に取り組める発問や指導方法を工夫する。

④人とつながる喜びを味わう体験活動

友達と分かり合える楽しさやうれしさを実感できる確かな力の育成と、相互交流の工夫を行うことでコミュニケーション力を育成する。また、学校行事や児童会活動、総合的な学習の時間や生活科における道徳性育成に資する体験活動の推進を行う。

3 いじめの見逃しゼロ、早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。

①いじめはどの学校でも、どの子にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、子どもの小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。

②おかしいと感じた子どもがいる場合には生徒指導委員会等を招集して気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。

③様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い子どもに安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

④「学校生活に関するアンケート」を年2回行い、子どもの悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指す。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

①いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

②情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもの身の安全を最優先に考え、いじている側の子どもに対しては毅然とした態度で指導にあたる。

③傍観者の立場にいる児童たちにもいじているのと同様であるということを指導する。

④学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして解決にあたる。

⑤いじめられている子どもの心の傷を癒すために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。

(3) 学校・家庭・地域との連携

①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。PTAや学校運営協議会、地域の関係団体と連携を図る。

②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「いのちの電話」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

(4) 関係機関との連携

①いじめる児童に対して、学校の指導に十分な効果が得られない場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局）と連携する。

②教育相談の実施に当たっては、必要に応じて医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局などの相談窓口について児童へ適切に周知するなど、連携を図る。

4 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、必要に応じ、いじめを受けた児童といじめを行った児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも三か月を目安とする。

② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織

「生徒指導委員会」（「いじめ防止対策委員会」）

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、生徒指導部長、教務主任、特別支援CO、養護教諭、当該学年担任（状況により学校教育主事、PTA代表、SC、SSW）によるいじめ防止対策委員会を設置する。
- ・本組織は、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うこととし、当該組織が、情報の収集と記録、情報共有を行う役割を担う。教職員は、児童の些細な兆候や懸念、訴えを、抱えこまずに全て本組織に報告、相談することとする。
- ・本組織は、学校基本方針の策定や見直し、いじめ問題の取組の進捗状況のチェックや、いじめへの対処の検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組について検証を行う。

(2) 児童が主体となったいじめ防止等の取組

- ・児童会が主体となり、いじめの根絶や命の大切さを呼びかける活動など、児童同士でいじめ防止等における取組を推進する。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告する。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し敏速な対応を行う。教頭は校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり対処する。緊急を要する問題行動が発生したときに、生徒指導委員会を開催する。

6 達成目標

- (1) いじめはどんなことがあっても許されないことと思う児童100%
- (2) いじめの見逃しゼロ
- (3) いじめの重大事態ゼロ

7 重大事態への対処

- (1) いじめの重大事態については、本基本方針や国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応する。
- (2) 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申告があったときは、重大事態が発生したものとして報告、調査に当たる。
- (3) 学校による調査
 - ① 重大事態の発生と調査（法第28条）
重大事態の意味について

(ア)「いじめにより」とは、次に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

(イ) 調査を要する重大事態(例)

生命、心身又は財産に重大被害が生じた場合	いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。 <ul style="list-style-type: none">・児童生徒が自殺を企画した場合・身体に重大な傷害を負った場合・金品等に重大な被害を被った場合・精神性の疾患を発症した場合 など
相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合	<ul style="list-style-type: none">・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。・児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、町教育委員会又は学校の判断による場合
その他の場合	<ul style="list-style-type: none">・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった場合

8 教育委員会をはじめ関係機関との連携について

- (1) いじめの事実を確認した場合の鷹栖町教育委員会への報告、重大事態発生時の対応等については、法に即して、鷹栖町教育委員会に指導・助言を求めて学校として組織的に取り組みます。
- (2) 鷹栖町全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であるということから、PTAや地域の会合等においても、いじめ問題を含め健全育成について共通理解を図り、緊密に連携します。
- (3) 必要に応じ、旭川中央警察署、児童相談所、町保健福祉課等と連携を図っていきます。

北野小学校 いじめ防止プログラム

4月 5月 6月 7月 8・9月 10月 11月 12月 1・2月 3月

		4月	5月	6月	7月	8・9月	10月	11月	12月	1・2月	3月		
教職員	北野小 いじめ防止基本方針	・職会で確認 ・保護者への周知				前期 学校評価 実施	学校評価 分析	・職会で確認		後期 学校評価 実施	学校評価 分析		
	研修会・協議会等	生徒指導連絡協議会	・事例研	生徒指導連絡協議会			・事例研		生徒指導連絡協議会		・事例研		
	教育相談		・強化月間						・強化月間				
	ネットパトロール	→											
	道徳授業	→											
	道教委調査			調査・報告(取組①) 調査・報告(把握①)	調査・報告(対応①)			調査・報告(対応②)	調査・報告(把握②)	調査・報告(取組②) 調査・報告(対応③)			
児童	道教委アンケート			・いじめアンケート				・いじめアンケート					
	校内アンケート等				・「ほっと」 実施								
	いじめ防止を基本とした学 習・生活の基盤づくり	・いじめ未然防止の 取組	→										
			北野活動班		北野活動班			北野活動班			北野活動班		
		鷹養交流	→										
	いじめ相談窓口の周知 ・子ども相談支援センター(行政) ・少年相談110番(警察) ・いじめ相談ダイヤル	相談窓口の周知					相談窓口の周知						
家庭・ 地域	北野小 いじめ防止基本方針	・保護者へ周知, 説明		・学校運営協議会① で周知・説明				・学校運営協議会② で説明			・学校運営協 議会③で説明		
	情報収集・対応			・個人懇談で情報共有					・個人懇談で情報共有				

いじめ早期発見のためのチェックリスト

いじめが起こりやすい・起こっている集団

- 物が隠されたり、なくなったりする
- 掲示物が破れていたり、落書きがあったりする
- 班にすると机と机の間に隙間がある
- 学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子どもがいる
- 自分たちのグループだけでまとまり、他を寄せ付けない雰囲気がある
- 些細なことで冷やかしたりするグループがある。
- 教職員がいないと掃除がきちんとできない
- グループ分けをすると特定の子どもが残る
- 特定の子どもに気を遣っている雰囲気がある
- 教職員の指導を素直に受け止められない雰囲気が見られる

いじめられている可能性のある子

- | | |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が多くなる | <input type="checkbox"/> 顔色が悪く、元気がない |
| <input type="checkbox"/> わざとらしくはしゃいでいる | <input type="checkbox"/> 下を向いて視線を合わせないようにしない |
| <input type="checkbox"/> 早退や一人で下校することが増える | <input type="checkbox"/> ときどき涙ぐんでいる |
| <input type="checkbox"/> いつも周りの行動を気にし、目立たないようにしている | |
| <input type="checkbox"/> 腹痛など体調不良を訴えて保健室へ行きたがる | |
| <input type="checkbox"/> 友達に悪口を言われても言い返さなかったり、愛想笑いをしたりする | |
| <input type="checkbox"/> 発言すると友達から冷やかされる | <input type="checkbox"/> 学習意欲が下がり、忘れ物が増える |
| <input type="checkbox"/> 班編制のときに孤立しがちである | <input type="checkbox"/> 教職員がほめると冷やかされる |
| <input type="checkbox"/> 教室へいつも遅れて入る | <input type="checkbox"/> 教職員の近くにいたがる |
| <input type="checkbox"/> 食事の量が減ったり、食べなかったりする | <input type="checkbox"/> 個人を中傷する落書きがある |
| <input type="checkbox"/> 掃除当番でいつも同じことをしている | <input type="checkbox"/> 持ち物が隠されたり、壊されたりする |
| <input type="checkbox"/> 必要以上のお金を持ち、友達におごるなどをする | <input type="checkbox"/> けがの状況と本人が言う理由が一致しない |
| <input type="checkbox"/> 他の子どもの机から少し離れている | <input type="checkbox"/> 成績が突然下がる |
| <input type="checkbox"/> 一人で離れて掃除をしている | <input type="checkbox"/> 手や足にすり傷やあざがある |

いじている可能性のある子

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 多くのストレスを抱えている | <input type="checkbox"/> 家や学校で悪者扱いされていると思っている |
| <input type="checkbox"/> あからさまに教職員の機嫌をとる | <input type="checkbox"/> 特定の友達にのみ強い仲間意識をもっている |
| <input type="checkbox"/> 教職員によって態度を変える | <input type="checkbox"/> 教職員の指導を素直に受け取れない |
| <input type="checkbox"/> グループで行動し、他の子どもに指示を出す | |
| <input type="checkbox"/> 活発に活動するが他の子どもにきつい言葉を使う | |